

地域開発関係等財政特別措置制度

(1) 地域区分及び指定状況

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令	区 域			摘 要
			名 称	市 町 村 名	指定年月日	
辺 地	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で住民の数その他について政令で定める要件（当該地域の中心（固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 ㎡当たりの価格が最高である地点）を含む 5 km ² 以内の面積の区域の人口が 50 人以上であり、かつ辺地度数が 100 点以上であること）に該当しているもの	辺地に係る公共的施設の総合設備のための財政上の特別措置等に関する法律第 2 条 同法施行令第 1 条 同法施行規則第 2・3 条		岡崎市 (19) 南知多町 (2) 豊田市 (22) 設楽町 (2) 西尾市 (1) 東栄町 (6) 新城市 (8) 豊根村 (5) 計 8 市町村 65 辺地 ※ 市町村名は、辺地の所在する市町村名であり、() は所在する辺地の数 ※ 令和 6 年 3 月 31 日現在	指定行為はなく要件に合致する地域が辺地となる。	市町村課地域振興室
離島振興対策実施地域	他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件下にあることに鑑み、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与するために必要と認める離島の地域の全部又は一部のうち国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣が国土審議会の意見を聴いて指定した地域	離島振興法第 2 条		西尾市（佐久島） 南知多町（篠島、日間賀島）	昭 32. 12. 23	市町村課地域振興室
山村 (振興山村)	林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地その他の地域で政令の定める要件（①旧農林業センサス規則に基づく林業調査の結果による当該旧市町村（昭 25. 2. 1 現在）の区域に係る林野率が 0.75 以上で、当該調査の結果による当該旧市町村の区域に係る総人口を当該旧市町村の区域に係る総土地面積で除して得た数値が 1.16 未満であること。②当該旧市町村の区域の自然的条件若しくは社会的条件又は当該旧市町村の区域の属する市町村の財政事情により当該旧市町村の区域に係る法第 3 条各号に規定する施設の設備が十分に行われていないため、当該旧市町村の区域における経済力の培養及び住民の福祉の向上が阻害されていること。）に該当する地域であり、さらにこのうち内閣総理大臣が都道府県知事の申請に基づき関係行政機関の長に協議し、かつ国土審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当であるとして指定した山村が振興山村である	山村振興法第 2 条・第 7 条 同法施行令第 1 条 同法施行規則第 1 条		岡崎市：豊富村、宮崎村、形埜村、下山村の区域 豊田市：藤岡村の区域 小原村の区域 盛岡村、賀茂村、阿摺村の区域 下山村の区域 旭村、三農村の区域 稲武町の区域 新城市：鳳来寺村、海老町、七郷村、山吉田村、三輪村（現市域の部分）の区域 作手村の区域 設楽町：段嶺村、名倉村、振草村（現町域の部分）の区域 上津具村、下津具村の区域 東栄町：御殿村、園村、振草村（現町域の部分）、三輪村（現町域の部分）の区域 豊根村：豊根村の区域 富山村の区域 ※：より右は合併前市町村名（昭和 25 年 2 月 1 日時点の市町村名）	昭 44. 12. 27 昭 44. 12. 27 昭 47. 2. 3 昭 42. 12. 15 昭 43. 12. 28 昭 45. 12. 24 昭 47. 2. 3 昭 41. 3. 31 昭 43. 12. 28 昭 41. 12. 20 昭 44. 12. 27 昭 42. 12. 15 昭 45. 12. 24 昭 48. 3. 5	市町村課地域振興室

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令	区 域			摘 要
			名 称	市 町 村 名	指定年月日	
過疎地 域	中長期的な人口の増減少及び、長期的な人口減少の結果としての年齢構成の偏りから過疎地域を捉えることとし、過疎地域の要件を1～3に該当する地域とした。 1 全部過疎地域の要件 (1)又は(2)に該当する地域 (1) アかつイの地域 ア 人口要件(以下のいずれかに該当すること) (ア) 40 年間人口減少率(※1)が 28%以上、かつ、25 年間人口増加率(※2)が 10%未満 (イ) 40 年間人口減少率が 23%以上、かつ、25 年間人口増加率が 10%未満、かつ、高齢者比率(※3)が 35%以上 (ウ) 40 年間人口減少率が 23%以上、かつ、25 年間人口増加率が 10%未満、かつ、若年者比率(※4)が 11%以下 (エ) 25 年間人口減少率(※5)が 21%以上 イ 財政力要件 2017 年度～2019 年度の 3 カ年平均の財政力指数が 0.51 以下 (2) 40 年間人口減少率が 23%以上、かつ、2017 年度～2019 年度の 3 カ年平均の財政力指数が 0.4 以下、かつ、25 年間人口増加率が 10%未満 ※1 40 年間人口減少率 1975 年～2015 年の国勢調査による 40 年間の人口減少率 ※2 25 年間人口増加率 1990 年～2015 年の国勢調査による 25 年間の人口増加率 ※3 高齢者比率 2015 年の国勢調査による高齢者(65 歳以上)の比率 ※4 若年者比率 2015 年の国勢調査による若年者(15 歳以上 30 歳未満)の比 ※5 25 年間人口減少率 1990 年～2015 年の国勢調査による 25 年間の人口減少率	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条・第3条・附則第7条		豊田市(小原、足助、旭、稲武) 新城市(鳳来、作手) 設楽町 東栄町 豊根村 ※ 豊田市(小原、足助、旭、稲武)は、 令9.3.31までの経過措置	令3.4.1	市町村課地域振興室
				<次ページへ続く>		

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令	区 域			摘 要
			名 称	市 町 村 名	指定年月日	
過疎地 域	2 一部過疎地域の要件 (1) 又は(2)に該当する区域 (1) 2017 年度～2019 年度の 3 カ年平均の財政力指数が 0.6 以下の市町村のうち、以 下のいずれかに該当する区 域 (ア) 40 年間人口減少率 が28%以上、かつ、25 年 間 人 口 増 加 率 が 10%未満 (イ) 40 年間人口減少率 が23%以上、かつ、25 年 間 人 口 増 加 率 が 10%未満、かつ、高齢 者比率が35%以上 (ウ) 40 年間人口減少率 が23%以上、かつ、25 年 間 人 口 増 加 率 が 10%未満、かつ、若年 者比率が11%以下 (エ) 25 年間人口減少率 が21%以上 (2) 2017 年度～2019 年度の 3 カ年平均の財政力指数が 0.4 以下の市町村のうち、40 年間人口減少率が 23%以 上、かつ、25 年間人口増加 率が10%未満の区域 3 経過措置適用地域の要件 過疎地域自立促進特別措置 法(旧過疎法)において過疎地 域とされていた市町村の区域 のうち、1 及び2等の地域(区 域)以外の区域			<前ページからの続き>		
法失効 後の公 害防止 計画に おける 公害防 止対策 事業計 画の対 象とす る地域	失効前の公害財特法に基づく 公害防止対策事業計画について の環境大臣の同意基準を満たす 地方公共団体	公害の防止 に関する事 業に係る国 の財政上の 特別措置に 関する法律 の失効後一 定期間、財 政措置を講 ずる(「公害 の防止に関 する事業に 係る国の財 政上の特別 措置に関す る法律」の 失効後の財 政措置につ いて(通知))		名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、安 城市	令 3.6	市町村課

区 分	地 域 の 定 義 等	根 拠 法 令	区 域			摘 要
			名 称	市 町 村 名	指定年月日	
地震防 災対策 強化地 域	大規模な地震が発生するおそれ特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として内閣総理大臣が指定した地域	大規模地震 対策特別措 置法第 3 条 第 1 項	地震防災対 策強化地域	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町	平 14. 4. 24 内閣府告示第 12 号	防災危機管 理課
南海トラフ地 震津波 避難対 策特別 強化地 域	南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域	南海トラフ 地震に係る 地震防災対 策の推進に 関する特別 措置法第 10 条第 1 項	南海トラフ 地震津波避 難対策特別 強化地域	豊橋市、田原市、南知多町	平 26. 3. 28 (平 26. 3. 31 内閣府告示第 22 号)	防災危機管 理課
総合保 養地域 整備法 に係る 特定地 域	良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備え、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用により重点を置きつつ促進する地域として県の作成する基本構想に定められた地域。 (第 1 条) 税財政上の支援措置の対象となるのは、特定地域のうち、特定施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区(重点整備地区)内に限られる。 (第 9 条)	総合保養地 域整備法 第 1 条、第 4 条第 2 項第 2 号、第 3 号	三河湾地域	豊橋市、豊川市、碧南市、西尾市、蒲郡市、田原市、南知多町、美浜町、武豊町 以上の各市町のうち下線の市町が重点整備地区を有している。 (字名等により地域指定されている)	平 3. 3. 29 主務大臣同意 平 3. 4. 5 愛知県告示	地方創生課
地方拠 点都市 地域	地方の発展の拠点となるべき次の要件に該当する地域であつて知事が指定する地域 ・ 人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度集積地域及びその周辺の地域外の地域 ・ 地域社会の中心となる地方都市及びその周辺の地域の市町村からなる地域 ・ 自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を図ることが相当と認められる地域 ・ その地域の整備を図ることが地方の発展の拠点を形成する意義を有すると認められる地域	地方拠点都 市地域の整 備及び産業 業務施設の 再配置の促 進に関する 法律(地方拠 点法) 第 2 条第 1 項及び第 4 条第 1 項	東三河地方 拠点都市地 域 豊田みよし 地方拠点都 市地域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村 豊田市、みよし市	平 5. 8. 9 平 6. 9. 14	地方創生課

(2) 財政特別措置の方法

区 分	概 要	対象施設及び対象事業	国の負担割合の引上げ方法等	参 考												
辺 地	辺地に対しては「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」(昭和37 年法律第88 号) が適用される。 この法律の目的は、辺地を包括する市町村について、当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を講ずることにより、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ろうとするものである。	「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域の間における住民の生活文化水準の著しい格差を是正するため最低限度必要なものをいう（法律第2条第2項、同施行令第2条）。 <table><tr><th>区分</th><th>対 象 施 設</th></tr><tr><td>1 電灯用 電気供給施設 の整備</td><td>(1) 主として電灯の用に供するために設置される発電施設（これに伴う送電変配電設備を含む。）及び送電配電施設（変電受電設備を含む。）</td></tr><tr><td>2 交通・ 通信体系の整備</td><td>(1) 道路及び渡船施設 (2) 農道及び林道（常時公共の用に供するものに限る。） (3) 電気通信に関する施設 (4) 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。） (5) 除雪機械</td></tr><tr><td>3 教育文化施設 の整備</td><td>(1) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員のための住宅 (2) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に係る学校給食の実施に必要な施設及び設備 (3) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設 (4) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車（これに係る車庫を含む。）、渡船施設又は寄宿舎 (5) 公民館その他の集会施設</td></tr><tr><td>4 生活環境施設等 厚生施設の整備及び医療 の確保</td><td>(1) 診療施設 (2) 保育所、幼保連携型認定こども園及び児童館 (3) こども家庭センター (4) 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 (5) 飲用水供給施設 (6) 下水処理のための施設 (7) 消防施設（庁舎を除く。） (8) 農林漁家の生活の改善等に資するための総合的な施設</td></tr><tr><td>5 産業の振興</td><td>(1) 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設 (2) 地場産業の振興に資する施設 (3) 観光又はレクリエーションに関する施設</td></tr></table>	区分	対 象 施 設	1 電灯用 電気供給施設 の整備	(1) 主として電灯の用に供するために設置される発電施設（これに伴う送電変配電設備を含む。）及び送電配電施設（変電受電設備を含む。）	2 交通・ 通信体系の整備	(1) 道路及び渡船施設 (2) 農道及び林道（常時公共の用に供するものに限る。） (3) 電気通信に関する施設 (4) 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。） (5) 除雪機械	3 教育文化施設 の整備	(1) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員のための住宅 (2) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に係る学校給食の実施に必要な施設及び設備 (3) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設 (4) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車（これに係る車庫を含む。）、渡船施設又は寄宿舎 (5) 公民館その他の集会施設	4 生活環境施設等 厚生施設の整備及び医療 の確保	(1) 診療施設 (2) 保育所、幼保連携型認定こども園及び児童館 (3) こども家庭センター (4) 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 (5) 飲用水供給施設 (6) 下水処理のための施設 (7) 消防施設（庁舎を除く。） (8) 農林漁家の生活の改善等に資するための総合的な施設	5 産業の振興	(1) 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設 (2) 地場産業の振興に資する施設 (3) 観光又はレクリエーションに関する施設	1 地方債の特例 市町村が総務大臣に提出した総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものにも地方債をもって財源とすることができる（法第5条） 2 地方交付税上の特例 総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備につき、当該市町村が必要とする経費の財源に充てるために起こした地方債で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の基準財政需要額に算入される。（法第6条）算入率80%	この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）を定めることができる。
区分	対 象 施 設															
1 電灯用 電気供給施設 の整備	(1) 主として電灯の用に供するために設置される発電施設（これに伴う送電変配電設備を含む。）及び送電配電施設（変電受電設備を含む。）															
2 交通・ 通信体系の整備	(1) 道路及び渡船施設 (2) 農道及び林道（常時公共の用に供するものに限る。） (3) 電気通信に関する施設 (4) 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。） (5) 除雪機械															
3 教育文化施設 の整備	(1) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員のための住宅 (2) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に係る学校給食の実施に必要な施設及び設備 (3) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設 (4) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車（これに係る車庫を含む。）、渡船施設又は寄宿舎 (5) 公民館その他の集会施設															
4 生活環境施設等 厚生施設の整備及び医療 の確保	(1) 診療施設 (2) 保育所、幼保連携型認定こども園及び児童館 (3) こども家庭センター (4) 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 (5) 飲用水供給施設 (6) 下水処理のための施設 (7) 消防施設（庁舎を除く。） (8) 農林漁家の生活の改善等に資するための総合的な施設															
5 産業の振興	(1) 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設 (2) 地場産業の振興に資する施設 (3) 観光又はレクリエーションに関する施設															

区 分	概 要	対象施設及び対象事業	国の負担割合の引上げ方法等	参 考																		
離島振興対策実施地域	離島振興計画に基づく事業に要する費用について国が負担し、又は、補助する割合を定率で引き上げる。	①漁港施設の修築事業 ②道路の新設・改築事業 ③義務教育諸学校施設の新増築及び改築事業 ④児童福祉施設のうち保育所の新設・修理・改造・拡張及び整備事業 ⑤消防用機械器具、設備の購入及び設置事業	国庫負担割合の引き上げ <table><tr><td></td><td>通常の国の負担割合</td><td>離島振興法による負担率引上</td></tr><tr><td>①漁港施設</td><td>50/100</td><td>80/100・60/100</td></tr><tr><td>②道路</td><td>1/2</td><td>5.5/10</td></tr><tr><td>③義務教育施設</td><td>1/2</td><td>5.5/10</td></tr><tr><td>④保育所</td><td>1/2</td><td>1/2～5.5/10</td></tr><tr><td>⑤消防防災施設</td><td>1/3</td><td>5.5/10</td></tr></table>		通常の国の負担割合	離島振興法による負担率引上	①漁港施設	50/100	80/100・60/100	②道路	1/2	5.5/10	③義務教育施設	1/2	5.5/10	④保育所	1/2	1/2～5.5/10	⑤消防防災施設	1/3	5.5/10	
	通常の国の負担割合	離島振興法による負担率引上																				
①漁港施設	50/100	80/100・60/100																				
②道路	1/2	5.5/10																				
③義務教育施設	1/2	5.5/10																				
④保育所	1/2	1/2～5.5/10																				
⑤消防防災施設	1/3	5.5/10																				
山村（振興山村）	山村地域については「山村振興法」（昭和40年法律第64号）が適用される。この法律の目的は、山村の産業基盤、生活環境の整備等が他の地域にくらべ低位にあるので、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成およびこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、経済力の培養と住民福祉の向上をはかり、地域格差の是正をはかろうとするものである。	山村活性化支援交付金 山村の豊かな地域資源の活用を通じた地元の所得や雇用の増大に向けた取組を支援。 【内容】 (1) 地場の農林水産物やその加工品など山村の魅力ある地域資源の賦存状況利用形態等の調査を支援。 (2) 地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、技術研修などの人材育成を支援。 (3) 特色ある地域資源の消費拡大、販売促進、付加価値の向上等を図る取組の試行実践を支援。	○補助率 定額（1地区当たり上限1,000万円） ※最大3年間 ○事業実施主体 市町村等 ○対象地域 山村振興法に基づき指定された振興山村（山村振興計画が作成されていることが必要）																			
過疎地域	過疎地域に対しては「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）が適用される。 この法律の目的は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することである。	過疎地域の持続的発展のための地方債（法第14条） ○ 過疎地域の市町村は、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として、過疎地域の持続的発展のための地方債（過疎対策事業債）を発行することができる。 【対象施設】 産業振興施設等 ○ 地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○ 産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道及び漁港開通道 ○ 漁港及び港湾施設 ○ 地場産業の振興に資する施設 ○ 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○ 観光、レクリエーションに関する施設 ○ 産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○ 林業用作業路 ○ 農林漁業の経営の近代化のための施設 ○ 商店街振興のために必要な共同利用施設 <次ページへ続く>	1. 国の補助のかさ上げ等（法第12条、第13条） ○ 統合に伴う小中学校校舎等（1/2→5.5/10） ○ 公立保育所（1/2→5.5/10） ○ 公立以外の保育所（1/2→2/3） ○ 消防施設（1/3→5.5/10） ○ 統合に伴う教職員住宅の建築（事業に要する経費の5.5/10） 2. 地方債の特例 過疎対策の事業債の同意又は許可に当たっては、地方財政法第5条各号に該当しないものにも地方債を起すことができる。（法第14条） 3. 地方交付税上の特例 (1) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置（法第24条） ・ 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業（事業税、不動産取得税、固定資産税） ・ 畜産業、水産業（個人事業税）	過疎地域の市町村は、過疎地域持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる。																		

区 分	概 要	対象施設及び対象事業	国の負担割合の引上げ方法等	参 考
過疎地域		<前ページからの続き> 厚生施設等 ○ 下水処理のための施設 ○ 一般廃棄物処理のための施設 ○ 火葬場 ○ 消防施設 ○ 保育所及び児童館 ○ 認定こども園 ○ 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○ 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○ 診療施設 ○ 簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設（平成 19 年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの） ○ 市町村保健センター及びこども家庭センター 交通通信施設 ○ 交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道及び漁港関連道 ○ 電気通信に関する施設 ○ 住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○ 交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○ 住民の交通の便に供するための自動車及び渡船施設 ○ 除雪機械 教育文化施設 ○ 公民館その他の集会施設 ○ 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○ 市町村立の専修学校及び各種学校 ○ 図書館 ○ 地域文化の振興等を図るための施設 ○ 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○ 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅 ○ 集落再編整備 ○ 自然エネルギーを利用するための施設 過疎地域持続的発展特別事業（いわゆるソフト対策事業） ○ 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）	(2) 合併の場合の取扱い（法第 44 条） ・ 令和 3 年 4 月 1 日から、法第 43 条第 1 項により読み替えて適用する法第 2 条の規定による過疎地域公示日の前日までの間に行われた市町村の廃置分合により設置された、又は境界変更があった市町村は、過疎地域とみなす。（第 1 項） ・ 法第 43 条第 1 項により読み替えて適用する法第 2 条の規定による過疎地域公示日から、法第 43 条第 2 項により読み替えて適用する法第 2 条の規定による過疎地域公示日の前日までの間に行われた市町村の廃置分合により設置された、又は境界変更があった市町村は、過疎地域とみなす。（第 2 項） (3) 元利償還金を基準財政需要額に算入過疎対策事業の財源に充てるために、過疎対策事業債の元利償還金の 70% 相当額は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。（法第 14 条）	

区 分	概 要	対象施設及び対象事業	国の負担割合の引上げ方法等	参 考																			
法失効後の公害防止計画における公害防止計画における公害防止対策事業計画の対象とする地域	公害防止計画における公害防止対策事業計画（環境大臣の同意を得たもの）に基づいて地方公共団体が行う公害防止対策事業についての国の負担又は補助の割合の定率引き上げ、地方債の適債事業の拡大及び地方交付税上の特別措置	① 公共下水道及び流域下水道の設置及び改築の事業 ② 河川、湖沼、港湾等のしゅんせつ、導水等の事業 ③ 公害対策土地改良事業	1. 国庫補助 ① 事業計画に基づく事業について、予算の範囲内で1/2等の補助 ② 事業計画に基づく事業について、予算の範囲内で1/2の補助 ③ 事業計画に基づく事業について、予算の範囲内で1/2の補助 2. 地方財政措置 ① 事業計画に基づき実施する事業の地方負担について、下水道事業債（旧公害防止対策事業分）（充当率100%）を充当し、その元利償還金の50%に相当する額を基準財政需要額に算入する。 ② 事業計画に基づき実施する事業の地方負担について、特別交付税措置（措置率0.45）を講ずる。 ③ 事業計画に基づき実施する事業の地方負担について、特別交付税措置（措置率0.45）を講ずる。																				
地震防災対策強化地域	地震防災対策強化地域に対しては、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和55年法律第63号）が適用される。 この法律の目的は、地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体その他の者が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の定率引き上げ、地方債の適債事業の拡大及び地方交付税上の特別措置を講ずるものである。	① 消防防災施設の整備（防火水槽（林野分）に限る） ② 社会福祉施設の木造施設の改築 ③ 公立の小学校又は中学校の校舎で構造上危険な状態にあるものの改築及び木造以外の校舎の補強で主務大臣の定める基準に適合するもの	1. 国の補助のかさ上げ等 <table><tr><td></td><td></td><td>通常の補助率</td><td>かさあ げ後の 補助率</td></tr><tr><td>①</td><td>消防防災施設の整備</td><td>1/3</td><td>1/2</td></tr><tr><td>②</td><td>社会福祉施設（常時介護を要するものを収容する木造施設の改築）</td><td>1/2</td><td>2/3</td></tr><tr><td rowspan="2">③</td><td>公立の小学校・中学校（木造・非木造改築）</td><td>1/3</td><td>1/2</td></tr><tr><td>公立の小学校・中学校（非木造補強）</td><td>1/3</td><td>1/2（※）</td></tr></table> 2. 地方債の特例 対象事業については地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものも地方債をもってその財源とできる。 3. 地方交付税上の特例 地方債の元利償還金につき、基準財政需要額に算入する。			通常の補助率	かさあ げ後の 補助率	①	消防防災施設の整備	1/3	1/2	②	社会福祉施設（常時介護を要するものを収容する木造施設の改築）	1/2	2/3	③	公立の小学校・中学校（木造・非木造改築）	1/3	1/2	公立の小学校・中学校（非木造補強）	1/3	1/2（※）	地震防災対策強化地域 （※） 政令で定める基準に該当する地方公共団体にあつては2/3
		通常の補助率	かさあ げ後の 補助率																				
①	消防防災施設の整備	1/3	1/2																				
②	社会福祉施設（常時介護を要するものを収容する木造施設の改築）	1/2	2/3																				
③	公立の小学校・中学校（木造・非木造改築）	1/3	1/2																				
	公立の小学校・中学校（非木造補強）	1/3	1/2（※）																				

区 分	概 要	対象施設及び対象事業	国の負担割合の引上げ方法等	参 考								
南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る国の負担又は補助の特例等	① 津波からの避難場所及び避難経路の整備（津波避難タワー、高台へ通じる避難経路等） ② 集団移転促進事業による住宅団地、要配慮者の利用施設（社会福祉施設、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、病院等）の整備	1. 国庫補助、負担割合の引き上げ <table><tr><td></td><td></td><td>通常の補助率</td><td>かさあげ後の補助率</td></tr><tr><td>①</td><td>避難場所及び避難経路</td><td>1/2</td><td>2/3</td></tr></table> 2. その他の特例措置 ② 集団移転促進事業により整備する住宅団地（国庫負担割合 3/4） 要配慮者の利用施設の整備（国庫負担割合 1/3～2/3） 移転する公共施設等の除却に係る経費について地方債を充当（地方債の特例）			通常の補助率	かさあげ後の補助率	①	避難場所及び避難経路	1/2	2/3	
		通常の補助率	かさあげ後の補助率									
①	避難場所及び避難経路	1/2	2/3									
総合保養地域整備法に係る特定地域	重点整備地区内で整備される一定の特定民間施設に対し、地方公共団体が地方税の不均一課税をした場合の地方交付税による補てん措置 重点整備地区内で整備される特定民間施設のうち重点整備地区の整備に資する中核的施設に係る経費等についての地方債の特例措置	○ 財政力指数 0.5 未満の都道府県又は 0.72 未満の市町村が、重点整備地区内において特定民間施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は固定資産税に係る不均一課税をした場合において税収の減収額を地方交付税により補てん（ただし、固定資産税においては不均一課税がなされた最初の年度以降、3 か年度に限る。） ○ 地方公共団体が同意基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるための地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮を行う。 地方公共団体が民間事業者に対して出資、補助等の助成を行った場合は、当該助成に要する経費を地方債の対象経費とする措置	○ 基準財政収入額から控除する額 ① 不動産取得税 不均一課税に係る課税標準額に標準税率から不均一課税の際の税率を差し引いた率を乗じた額の 100 分の 75 に相当する額 ② 固定資産税 課税標準額に標準税率（0.014）から不均一課税に際して適用した税率（当該税率が下表の数値未満である時は当該適用欄の数値とする。）を差し引いた率を乗じた額の 100 分の 75 に相当する額。 <table><tr><th>年 度</th><th>数 値</th></tr><tr><td>第 1 年度分</td><td>——</td></tr><tr><td>第 2 年度分</td><td>0.0035</td></tr><tr><td>第 3 年度分</td><td>0.007</td></tr></table> ○ 当該整備に要する経費であって、地方財政法第 5 条第 1 項各号に規定する経費に該当しないものを同項第 5 号に規定する経費とみなす。	年 度	数 値	第 1 年度分	——	第 2 年度分	0.0035	第 3 年度分	0.007	本制度では、重点整備地区内における公共施設整備に対する補助率の上乗せ措置はない。
年 度	数 値											
第 1 年度分	——											
第 2 年度分	0.0035											
第 3 年度分	0.007											

区 分	概 要	対象施設及び対象事業	国の負担割合の引上げ方法等	参 考								
地方拠点都市地域	地方公共団体が条例により、業務拠点地区内に設置される産業業務施設及び拠点地区内に設置される教養文化施設等に係る地方税（不動産取得税、固定資産税）の不均一課税を行った場合に、地方交付税による減収補填措置を講ずる。 拠点地区内で行うとされる教養文化施設等の整備に対する助成等についての地方債の特例措置	○ 対象となる地方公共団体 財政力指数が、基本計画の同意の年度前3年間の平均で以下の基準に満たない団体 都道府県 0.5 未満 市町村 0.73 未満 ○ 産業業務施設に対する不均一課税 業務拠点地区内において、一定の要件に該当する産業業務施設の用に供する家屋、構築物又は土地に対し、固定資産税の不均一課税を行った場合に、3年間に限り税収の減収額を地方交付税により補填 ※ 特に、産業業務施設の設置が過度集積地域（東京23区）からの移転によるもので認定計画に従って行われたものである場合には、不動産取得税の不均一課税に係る税収の減収額を地方交付税により補填 ○ 教養文化施設等に対する不均一課税 拠点地区において、一定の要件に該当する教養文化施設等の用に供する家屋、構築物又は土地に対し、不動産取得税及び固定資産税（3年間に限る）の不均一課税に係る税収の減収額を地方交付税により補填 ○ 地方公共団体が、同意基本計画に基づき拠点地区内において地方公共団体が出資する法人その他の法人のうち総務省令で定める事業者が行う教養文化施設その他の公共施設に準ずる施設として総務省令で定めるものの整備を推進する必要があると認める場合において、当該助成に要する経費を地方債の対象とする措置を講ずる。 ○ 地方公共団体が同意基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債について、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をする。	○ 基準財政収入額から控除する額 ① 不動産取得税 不均一課税に係る課税標準額に標準税率から不均一課税の際の税率を差し引いた率を乗じた額の100分の75に相当する額 ② 固定資産税 課税標準額に標準税率（0.014）から不均一課税に際して適用した税率（当該税率が下表の数値未満である時は当該適用欄の数値とする。）を差し引いた率を乗じた額の100分の75に相当する額。 <table><tr><th>年 度</th><th>数 値</th></tr><tr><td>第1年度分</td><td>—</td></tr><tr><td>第2年度分</td><td>0.0035</td></tr><tr><td>第3年度分</td><td>0.007</td></tr></table> ○ 当該助成に要する経費であって、地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものを、同条第5号に規定する経費とみなす。	年 度	数 値	第1年度分	—	第2年度分	0.0035	第3年度分	0.007	
年 度	数 値											
第1年度分	—											
第2年度分	0.0035											
第3年度分	0.007											

(3) 地域区分の一覧表

	辺 地	離 島	山 村	過 疎	公 害 防 止	地 震 防 災	南 海 ト ラ フ	法に 合 係 る 特 定 地 域 備	地 方 拠 点 都 市		辺 地	離 島	山 村	過 疎	公 害 防 止	地 震 防 災	南 海 ト ラ フ	法に 合 係 る 特 定 地 域 備	地 方 拠 点 都 市	
県 計	8	2	6	5	5	39	3	9	10											
大 都 市 計	0	0	0	0	1	1	0	0	0											
都 市 計	4	1	3	2	4	26	2	6	7											
町 村 計	4	1	3	3	0	12	1	3	3											
名 古 屋 市					○	○				東 郷 町						○				
豊 橋 市					○	○	○	○	①	豊 山 町										
岡 崎 市	○		○		○	○				大 口 町										
・山村及び辺地・・・旧額田町地域が該当 ※合併前市町村名										扶 桑 町										
一 宮 市										大 治 町						○				
瀬 戸 市										蟹 江 町						○				
半 田 市						○				飛 島 村						○				
春 日 井 市										阿 久 比 町						○				
豊 川 市						○		○	①	東 浦 町						○				
津 島 市						○				南 知 多 町	○	○				○	○	○		
碧 南 市					○	○		○		美 浜 町						○		○		
刈 谷 市						○				武 豊 町						○		○		
豊 田 市	○		○	○		○			②	幸 田 町						○				
・山村・・・旧藤岡村、旧小原村、旧足助町(旧盛岡村、旧賀茂村、旧阿摺村)、旧下山村(旧下山村)、旧旭町及び旧稲武町が該当 ※合併前市町村名(昭和25年2月1日時点の市町村名) ・過疎・・・旧小原村、旧足助町、旧旭町及び旧稲武町地域が該当 ・辺地・・・旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稲武町地域が該当										・山村・・・旧設楽町(旧段嶺村、旧名倉村、旧振草村、旧津具村)が該当 ※合併前市町村名(昭和25年2月1日時点の市町村名) ・辺地・・・旧設楽町地域が該当										
安 城 市					○	○				東 栄 町	○		○	○		○				①
西 尾 市	○	○				○		○		・山村・・・東栄町(旧御殿村、旧園村、旧振草村及び旧三輪村(現町域部分))が該当 ※合併前市町村名(昭和25年2月1日時点の市町村名)										
・辺地・・・旧一色町地域が該当										豊 根 村	○		○	○						①
蒲 郡 市						○		○	①											
犬 山 市																				
常 滑 市						○														
江 南 市																				
小 牧 市																				
稲 沢 市																				
新 城 市	○		○	○		○			①											
・山村・・・旧鳳来町(旧七郷村、旧鳳来寺村、旧海老町、旧山吉田村、三輪村(現市域の部分))及び旧作手村地域が該当 ※合併前市町村名(昭和25年2月1日時点の市町村名) ・過疎・・・旧鳳来町及び旧作手村地域が該当 ・辺地・・・旧鳳来町及び旧作手村地域が該当																				
東 海 市						○														
大 府 市						○														
知 多 市						○														
知 立 市						○														
尾 張 旭 市																				
高 浜 市						○														
岩 倉 市																				
豊 明 市						○														
日 進 市						○														
田 原 市						○	○	○	①											
愛 西 市						○														
清 須 市																				
北名古屋市																				
弥 富 市						○														
みよし市						○			②											
あ ま 市						○														
長 久 手 市						○														

(注)地方拠点都市地域 ①…東三河地方拠点都市地域、②豊田みよし地方拠点都市地域

(4) 財政措置の一覧表

区 分	根 拠 法 令	対 象	国庫補助		(注1) 地方交付税の特別措置		(注2) 地方債の特例
			補助率の 引上げ	財政力・事 業量に応 じて補助 率引上げ	地方税減 収補てん	基準財政 需要額に 算入	〔 適債範囲 の拡大 〕
辺 地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則	総合整備計画に基づく事業				元利償還金の 80% 算入	○
離島振興対策 実施地域	離島振興法	離島振興計画に基づく事業	○		○		
山 村 (振興山村)	山村振興法	山村振興計画に基づく事業 (法第 10 条、第 10 条の 2、 第 11 条)	○				○
過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、同法施行令及び同法施行規則	法第 12 条、第 13 条、第 14 条に規定する事業 法第 24 条で地方税減収補てん	○		○	元利償還金の 70% を算入	○
法失効後の公害防止計画における公害防止対策事業計画の対象とする地域	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後一定期間財政措置を講ずる(令和 3 年 4 月 1 日付け「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について(通知))	法第 2 条 3 項に規定する公害防止のための事業(下水道終末処理場の設置等)	○			元利償還金の 50% を算入	○

区 分	根 拠 法 令	対 象	国庫補助		(注1) 地方交付税の特別措置		(注2) 地方債の特例
			補助率の 引上げ	財政力・事 業量に応 じて補助 率引上げ	地方税減 収補てん	基準財政 需要額に 算入	〔 適債範囲 の拡大 〕
地震防災対策 強化地域	地震防災対策強化地域における 地震対策緊急整備事業に係る国 の財政上の特別措置に関する法 律	消防防災施設 社会福祉施設 公立小中学校校舎改築・補 強等の法第4条1項に規定 する施設	○			元利償還 金の50% を算入	○
南海トラフ地 震津波避難対 策特別強化地 域	南海トラフ地震に係る地震防災 対策の推進に関する特別措置法	津波からの避難場所及び避 難経路の整備 集団移転促進事業による住 宅団地、要配慮者の利用施 設の整備	○				○
総合保養地域 整備法に係る 特定地域	総合保養地域整備法、同法施行令	重点整備地区内における一 定の特定民間施設の設置の 場合の固定資産税の減免			○		
		同意基本構想を達成するた めに行う事業					○
地方拠点都市 地域	地方拠点都市地域の整備及び産 業業務施設の再配置の促進に関 する法律（地方拠点法）	地方の発展の拠点となるべ き要件に該当する地域であ って知事が指定する地域			○		○

(注1) 地方交付税の特例措置：地方交付税のうち普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除して、交付額の基礎となる財源不足額を算出しているが、この基準財政需要額を増額するか基準財政収入額を減額することにより財源不足額が増加することになる。

(注2) 地 方 債 の 特 例：地方債は、地方財政法第5条によって地方債を起こせる範囲が限定されているが、この範囲を拡大する措置がとられることがある。

